

## 神奈川県野生動物救護ボランティア実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、自然環境保全センター（以下「センター」という。）において救護した野生動物（鳥類及び哺乳類に限る。以下同じ。）の飼養等を、野生動物救護ボランティア（以下「ボランティア」という。）の協力を得て実施するために必要な事項を定める。

### (ボランティアの区分及び活動内容)

第2条 ボランティアの区分は、「一般ボランティア」、「短期飼養ボランティア」及び「長期飼養ボランティア」とする。

2 各区分のボランティアは、自然保護と生物多様性保全への理解を深めることを目的として、次の各号に掲げる野生動物救護のための活動を行うものとする。

- (1) 一般ボランティアは、センターにおいて救護した野生動物の野生復帰、環境のモニタリング及び野生動物救護についての普及啓発活動等を行う。
- (2) 短期飼養ボランティアは、幼鳥、幼獣等で、一定期間の飼養後に野生復帰が可能と見込まれ、かつボランティアへの飼養依頼が適当であると自然環境保全センター所長（以下「所長」という。）が認めた個体を預かって飼養を行う。
- (3) 長期飼養ボランティアは、野生復帰が困難であり、かつボランティアへの飼養依頼が適当であると所長が認めた個体を預かって飼養を行う。

### (ボランティアの資格)

第3条 ボランティアは、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 一般ボランティア
  - (ア) 中学生以上の者
    - (イ) 野生動物救護に関する基本的な知識を習得するため、所長等が開催する講習会を受講するとともに、センターにおいて3日以上自主研修を行った者
    - (ウ) ボランティアの登録期間内に5回以上センターで活動（研修会含む）ができる者
- (2) 短期飼養ボランティア及び長期飼養ボランティア
  - (ア) 神奈川県内に居住する成人である者又は神奈川県内で活動している団体（以下「団体」という。）（学校等を含む）
    - (イ) 第3条第1号による一般ボランティアとして活動実績のある者（団体にあつては、代表者または責任者）
    - (ウ) ボランティアの登録期間中に1回以上センターで活動（研修会含む）ができる者（団体にあつては、代表者または責任者）

### (ボランティアの募集)

第4条 ボランティアの募集は、原則として所長が定める期間において行う。

### (ボランティアの登録)

第5条 一般ボランティアの登録を希望する者は、野生動物救護一般ボランティア登録申込書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

2 短期飼養ボランティア及び長期飼養ボランティアの登録を希望する者は、野生動物救護短期・長期ボランティア登録申込書（様式第2号）を所長に提出するものとする。

3 所長は、申込書の内容を審査し第3条に掲げる資格を満たす者をボランティアとして登録するとともに、神奈川県野生動物救護ボランティア登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

4 ボランティアの登録期間は、登録証の交付を受けた日から2年以内の3月31日までとし、期間満了後も引き続き登録を希望する者は、期間満了日までに所長に申込書を提出するものとする。ただし、引続き登録できる者は、次の者に限る。

- (1) 一般ボランティアで、センターでの活動回数（研修会含む）が5回以上の者
- (2) 短期飼養ボランティア及び長期飼養ボランティアで、センターでの活動回数（研修会含む）が1回以上の者
- (3) 特に所長が認めた者

（登録事項の変更）

第6条 ボランティアは、登録した住所、連絡先等に変更のあったときは、速やかに野生動物救護ボランティア登録事項変更届出書（様式第4号）により所長に届け出るものとする。

（飼養手続）

第7条 所長は、ボランティアに飼養を依頼するときは、野生動物飼養依頼書（様式第5号）により行い、長期飼養ボランティアに依頼するときは、併せて野生復帰不適証明書（様式第6号）を飼養依頼個体ごとに添付するものとする。

2 所長は、長期飼養ボランティアが飼養する狩猟鳥獣以外の野生動物について、厚木市長に飼養登録を行い、鳥類については装着登録票（識別足環）を装着するものとする。

3 ボランティアは、野生動物の死亡等により飼養が終了したときは飼養結果報告書（様式第7号）を所長に提出するとともに野生動物飼養依頼書及び野生復帰不適証明書を返却するものとする。

4 ボランティアは、県外に転出する等やむを得ない事由により飼養依頼を受けた野生動物の飼養を中止するときは、飼養結果報告書を所長に提出するとともに、野生動物を返却するものとする。

（飼養期間）

第8条 前条により所長が短期飼養ボランティアへ飼養を依頼する期間は、原則として30日以内とし、30日を超えても野生復帰できないと判断される場合は、飼養している野生動物を返却させるものとする。

（飼養経費等）

第9条 飼養のための経費及び資材はボランティアが負担するものとし、飼養している野生動物がボランティア等に損害を与えた場合にかかる費用についてもボランティアが負担するものとする。

（飼養状況の報告）

第10条 長期飼養ボランティアは、飼養している野生動物の状況について、3ヶ月ごとに野生動物飼養記録簿（様式第8号）に記録し、年度末までに所長に報告するものとする。

（遵守事項）

第11条 ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 職員の指示に従い、誠実に活動すること
- (2) 活動中に知り得た秘密を活動終了後も含めて、他人に漏らさないこと
- (3) 飼養依頼書、野生復帰不適証明書及び飼養許可証を常に提示できるようにすること
- (4) 飼養している野生動物を他人に譲渡しないこと
- (5) 飼養している野生動物を県外に持ち出さないこと
- (6) センターにおいて活動を行う場合、事前にセンターに活動日を連絡すること
- (7) 神奈川県ボランティア事故共済又は同様の傷害保険に加入していること

- (8) 中学生は、保護者同伴で活動すること
- (9) その他、所長が定めること

(誓約書)

第12条 ボランティアは、本実施要領の規定を遵守するために活動前に誓約書(様式第9号)を提出するものとする。

(登録の取消し)

第13条 所長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) ボランティアが本実施要領の定め反したとき、その他ボランティアとして適正を欠いていると所長が判断したとき
  - (2) ボランティアから書面により登録辞退の届け出があったとき
- 2 ボランティアは、前項の規定により登録の取消しの通知を受けたときは、登録証、飼養中の野生動物及び野生動物飼養依頼書等の関係書類を速やかに返却しなければならない。

(その他)

第14条 この実施要領に定めるもの他、ボランティアの実施に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成29年9月7日から施行する。
- 2 傷病鳥獣保護ボランティア実施要領(平成19年10月1日施行)は廃止する。
- 3 この要領の施行日において、すでに傷病鳥獣保護ボランティア実施要領によるボランティア登録をしているものは、この要領による登録があったものとみなす。